

議第19号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁港名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
吹浦漁港	飽海	遊佐	漁港施設整備	工事費の0.7／10に相当する額	遊佐町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

漁港事業に要する費用の一部を受益町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第20号

防災減災事業に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する防災減災事業に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
五斗畠	鶴岡市	防災減災事業	農地保全・防災	工事費の14／100に相当する額	鶴岡市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

防災減災事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第21号

県営農業用施設災害復旧事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する県営農業用施設災害復旧事業等に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
最上川下流右岸	酒田市	県営農業用施設災害復旧事業	農地保全・防災	工事費の1／10に相当する額	酒田市
最上川下流	〃	〃	〃	〃	〃
白須賀	最上郡大蔵村	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	高付加価値農業施設移転	工事費の17.5／100に相当する額	大蔵村
清水堰	〃	〃	〃	〃	〃
最上川下流右岸	東田川郡庄内町	県営農業用施設災害復旧事業	農地保全・防災	工事費の1／10に相当する額	庄内町
最上川下流	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

県営農業用施設災害復旧事業等に要する費用の一部を受益市町村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第22号

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
村山駅東沢線	村山		道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	村山市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

都市計画街路事業（単独）に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第23号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路線名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
五味沢小国線	西置賜	小国	道路改良事業	工事費の1／10に相当する額	小国町
国道348号	山形		側溝整備事業	〃	山形市
山形天童線	〃		〃	〃	〃
国道113号	南陽		〃	〃	南陽市
米沢浅川高畠線	東置賜	高畠	〃	〃	高畠町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第24号

港湾事業に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する港湾事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

港 湾 名	所 在 地		工 種	負 担 領	負 担 者
	郡 市	町 村			
酒 田 港	酒 田		港湾局部改良事業	工事費の0.5／10に相当する額	酒 田 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

港湾事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
岩 波	山 形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5／10に相当する額	山 形 市
風 間 (2)	//		//	//	//
飯 田	//		//	工事費の1／10に相当する額	//
城 山	天 童		//	//	天 童 市
小 出	長 井		//	工事費の0.5／10に相当する額	長 井 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第26号

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和6年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
石 名 坂	最 上	鮎 川	急傾斜地崩壊対策事業	工事費の2／10に相当する額	鮎川村

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業（単独）に要する費用の一部を受益村に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。